

第67回文化財防火週間実施要項

1. 趣 旨

文化庁及び消防庁では、法隆寺金堂壁画焼損の日にあたる1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財の防火運動を展開しているが、本県においてもこの運動をより強力に推進するため、これを週間行事とし、この期間中に文化財防火に係る各種の運動を展開し、文化財を火災から守るとともに、県民一般の文化財愛護意識の高揚を図るものとする。

2. 主 唱

奈良県

3. 名 称

第67回文化財防火週間

4. 期 間

令和3年1月23日(土)～1月29日(金)

5. 実施方針

- (1) 貴重な国民的財産である文化財の所有者、管理者及びその他の関係者は、平素から文化財の防火体制の強化を図るべきであるが、特に期間中にあたってはこのことを再確認し、必要な措置を講ずるように努力するものとする。
- (2) 県及び市町村は、県民一般の文化財保護への関心を高めるため、この週間の趣旨の徹底を図り、積極的な広報活動を行うとともに、各種関連行事を計画し、文化財防火週間の意義を高めるよう努めるものとする。
- (3) 文化財を災害から守るためには、関係機関等及び文化財所有者等だけでなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要であることから、文化財防火週間においては、そのような地域の連携体制の構築・強化のため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

6. 実施事項

(1) 県においては、次の事項を実施する。

ア 広報活動の実施

放送、新聞等、報道機関への広報、ホームページへの掲載

イ 文化財防火設備の点検啓発

(2) 市町村においては、文化財関係者その他の協力のもとに下記のような関連行事を実施するよう努める。

ア 防火・防災訓練等の実施

① 防火・防災・防犯訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）

② 文化財管理状況等の立入検査及び防火・防災指導

③ 消防用設備等の定期的点検の励行の指導

④ 伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺地域の住民に対する防災の指導及び防災協力体制（自衛消防団等）の整備の指導

イ 広報活動等

① 文化財防火に関する各種広報活動の実施

（有線放送等の活用、ホームページへの掲載等）

② 防火・防災訓練等の見学会の実施

ウ その他

① 文化財の防火・防災に関する講習会等の実施（消火の知識、技術の習得等）

② 学校、博物館等における文化財防火・防災に関する意識の高揚のための行事の実施（文化財講座、文化財愛護写真展等）

③ 放火による火災の危険を踏まえた文化財関係者等に対する放火火災防止対策等の必要性の周知及び放火されにくい環境整備に関する指導（関係機関等との連携による重点警戒の実施、放火監視機器等の設置指導等）

(3) 文化財の所有者又は管理者は、市町村又は市町村教育委員会および消防関係機関と緊密な連携のもとに次の事項を実施するよう努める。

ア 防火・防災訓練の実施

① 通報、消火、重要物件の搬出、避難等の総合訓練、特に消防機関への通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火の訓練、並びに拝観者の多い社寺等については避難誘導の訓練に努める。

② 消火訓練後の点検整備及び研究

消火訓練後の貯水槽等への水の補給、消火器の消火薬剤の補充等。訓練終了後に改

善すべき事項について検討の上、適切な措置をとるよう努めること。

イ 防火・防災対策の推進

- ① 消防計画の作成
- ② 自衛消防組織の設置
- ③ 火災、震災等の危険が予想される箇所の早期発見と改善
- ④ 巡視等の励行
- ⑤ 通報、情報、警報連絡体制の確立
- ⑥ 文化財管理目録の作成と点検、所在確認等
- ⑦ 消火器、自動火災報知設備などの消防用設備等及び防災設備の点検・整備
- ⑧ 消防用設備等の代替措置

(震災時に消防用設備等が使用出来ない場合を想定し、代替措置を講じておくこと)

- ⑨ 震災などに対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備
- ⑩ 火気設備、器具等の適正な利用及び維持管理の徹底

(老朽化した器具や配線にあっては交換、整備に努めること。)

- ⑪ 可燃物及び危険物保管場所の整理・整頓の励行
- ⑫ 避難路、避難場所の点検及び整備
- ⑬ 市町村火災予防条例による火気厳禁区域の明確化とその励行
- ⑭ 文化財周辺環境の整理・整頓(周辺に可燃物を置かない、整理・整頓に努める)
- ⑮ 消防機関による防火診断の積極的な受け入れ

ウ 無住の社寺にある文化財を所有または管理する区等にあつては当該文化財の防災対策等について、地域住民との話し合いをするよう努める。